

令和2年4月23日
議会事務局総務課

議員が新型コロナウイルスに感染した場合の公表の取扱いについて

1 公表の時期

公表は、議員の新型コロナウイルス感染が明らかとなった後、速やかに実施するものとする（目安：24時間以内）。

2 公表の方法

(1) 基本的な考え方

- 最初の感染事案については、議長による記者会見（局長同席）を実施する。
- 2例目以降の感染事案については、局長による記者会見を基本として、事案ごとに判断する。
※ 軽易な事案（県の記者会見の内容と同一の場合等）については、資料提供による対応を検討

(2) 記者会見の場所

議事堂内（中会議室等）

(3) 留意事項

- 議員の居住地が水戸市以外の場合
県（知事部局）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。
- 議員の居住地が水戸市の場合
水戸市（中核市）が行う陽性判定に係る記者会見と調整の上、議会における記者会見を実施する。

3 公表する内容

(1) 県（又は水戸市）が行う陽性判定に係る記者会見の公表内容

年代、性別、居住地（市町村名）、最近の海外渡航歴、症状・経過、行動歴など

(2) 議員の氏名、所属会派名、選挙区

(3) 議事堂内における滞在や活動の状況、立ち寄った場所などの詳細

(4) 議会や会派における今後の対応等

※ (1)については、県が本人の同意を得て公表するものです。

◎ (2)及び(3)については、議会が本人の同意を得て公表するものではありませんが、議員は公職であり、多くの県民と接する機会があるため、県民の安全・安心の観点から、速やかな本人の同意を得たいと考えております。